

## 9. 魚類相の現状について

### 魚類相の状況(H2~21)①:河川水辺の国勢調査 注目種の出典

**A：天然記念物（「文化財保護法」（1950年）または「文化財保護条例」（1976年）に基づく天然記念物）**

国特天：特別天然記念物、国天然：天然記念物、県天然：県天然記念物

**B：種の保存法（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（1993年）に基づく国内希少野生動植物種）**

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種

**C：「報道発表資料 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」（平成19年8月3日）**

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

**D：熊本県レッドデータブック（「改訂・熊本県の保護上重要な野生動植物 —レッドデータブックくまもと2009—」（2009年）の掲載種**

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、CS：要注目種

**E：「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（2005年）に基づく指定希少野生動植物**

県指定：熊本県指定希少野生動植物

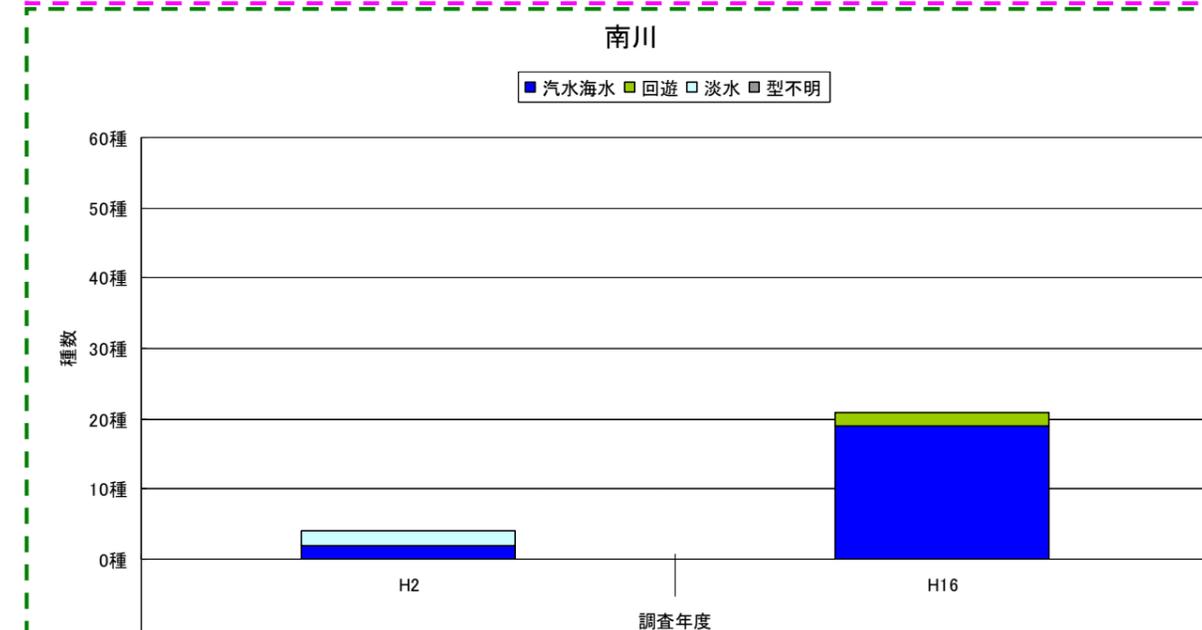
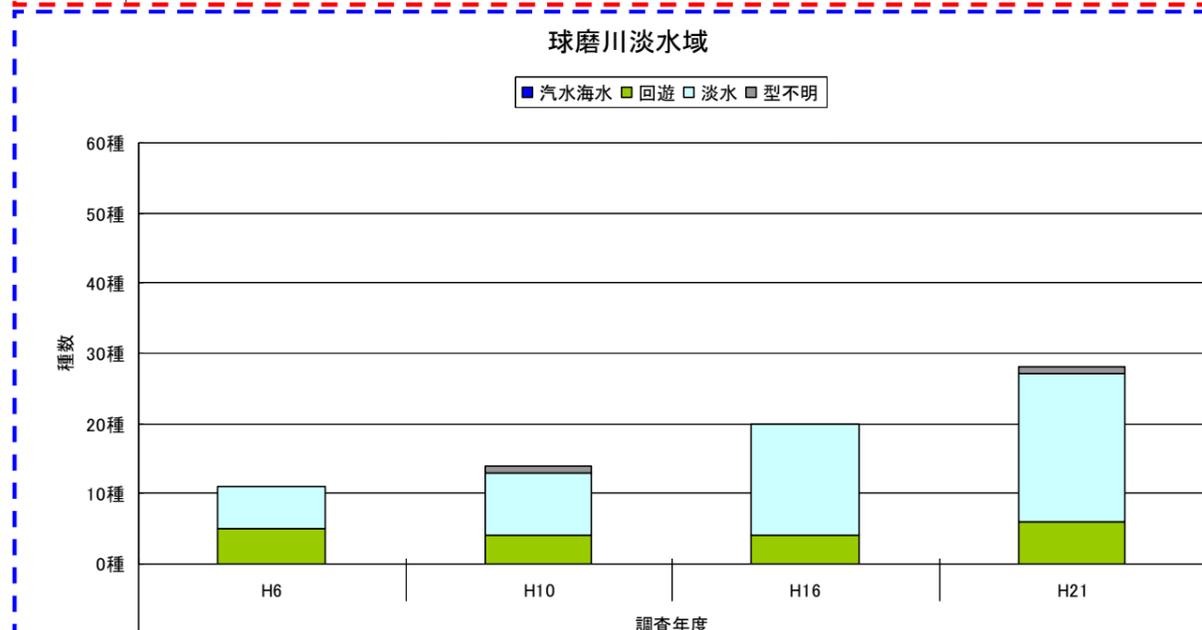
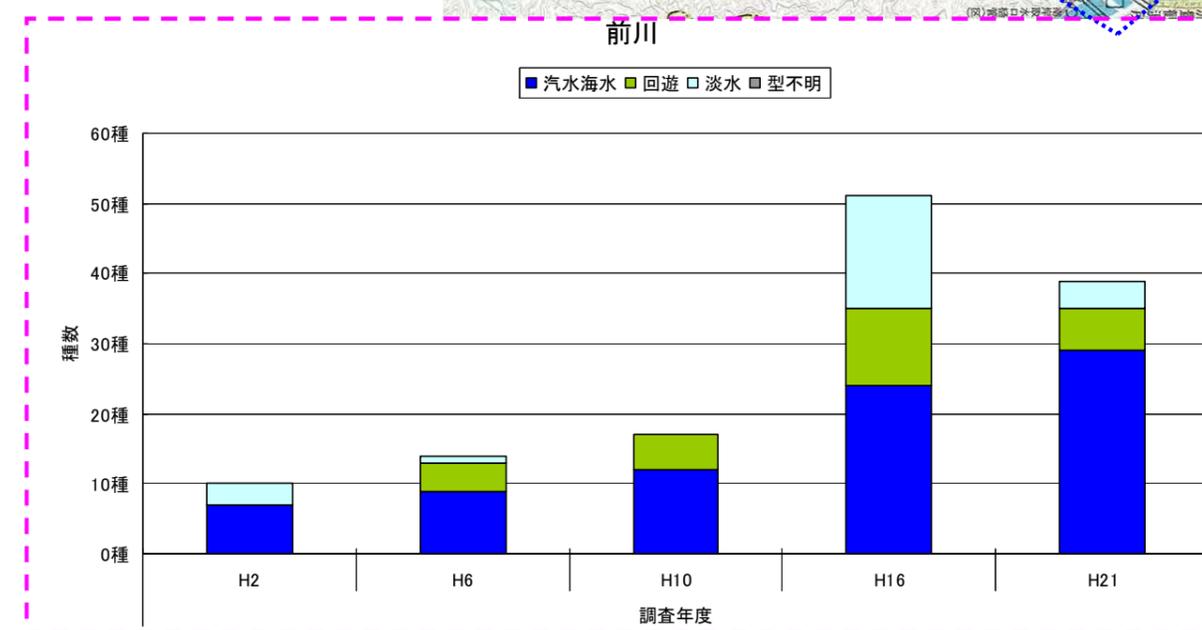
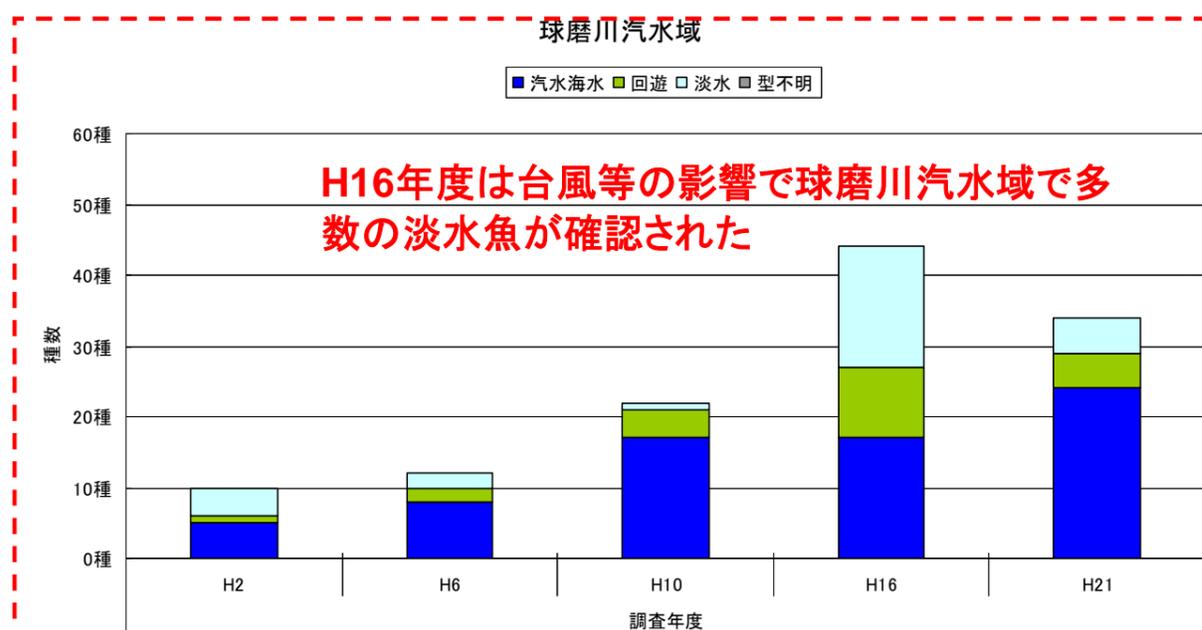
**外来種：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（環境省、2004）」の特定外来生物に指定された種**

# 9. 魚類相の現状について

## 魚類相の状況(H2~21)③: 確認種数の変化

### ● 河川水辺の国勢調査による確認種数

- ・ 調査年度によって、手法や地点数は異なるものの確認種数は、経年的に増加傾向にあると言える
- ・ 球磨川汽水域、前川、南川の汽水環境では、汽水海水魚(汽水海水環境で一生を過ごすもの)の種数の増加傾向が見られる
- ・ 球磨川淡水域では淡水魚(淡水環境で一生を過ごすもの)の種数の増加が顕著である



# 9. 魚類相の現状について

## 魚類相の状況(H2~21)④: 代表的な魚種

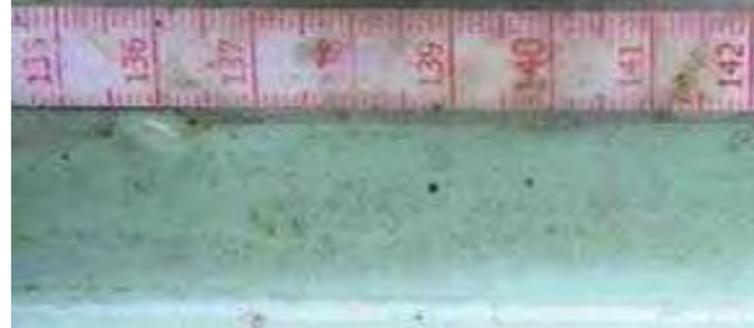
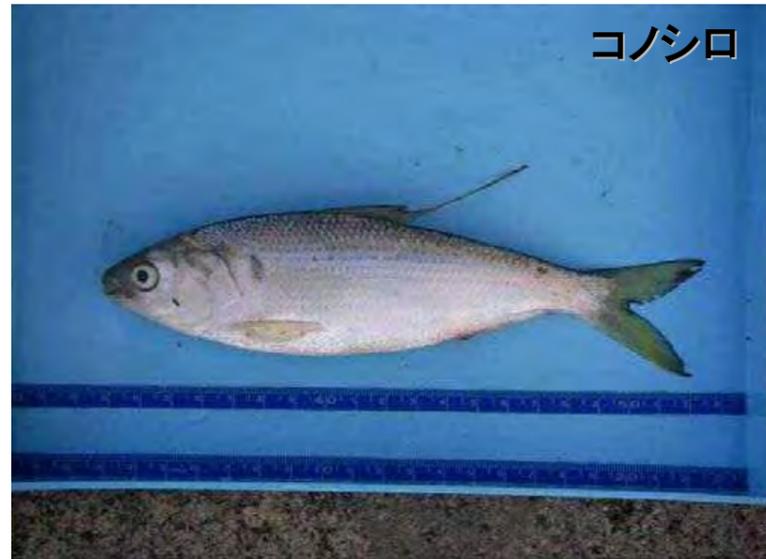
- 最近の河川水辺の国勢調査(H21年度実施)による代表的な魚種
- ・感潮区間では、汽水・海水魚であるヒイラギ、セスジボラ、ウロハゼ等が優占的に確認されている
- ・淡水域にあたる遙拝堰下流では、オイカワ、ウグイ、スゴモロコが優占的に確認されている



### ○球磨川の感潮域の代表的な魚種



# 9. 魚類相の現状について



○球磨川の下流域の代表的な魚種



# 9. 魚類相の現状について

## 魚類相の状況(H2~21)⑤:2巡目以降に新たに確認された種

### ●河川水辺の国勢調査による確認種数

- ・汽水海水魚で新規に確認された種としては、南方系の種や干潟に生息する貴重ハゼ類が目立つ。特に、前者は温暖化により、分布を広げたことで、球磨川流域で確認されるようになったと考えられる。
- ・淡水魚で新規に確認された種としては、特定外来生物や要注意外来生物(ともに国外由来)、国内移入種が目立つ。特に、後者はアユの種苗によって分布が拡大しており、その影響で、球磨川流域でも確認されるようになったと考えられる。

#### ○汽水海水魚で新たに確認された種

種名	確認年度					備考
	H2	H6	H10	H16	H21	
クロホシマンジュウダイ				●		南方系種
タネハゼ					●	干潟に生息する貴重ハゼ類
クボハゼ				●		干潟に生息する貴重ハゼ類
マサゴハゼ				●	●	干潟に生息する貴重ハゼ類
テンジクガレイ					●	南方系種

●:確認

#### ○淡水魚で新たに確認された種

種名	確認年度				備考
	H6	H10	H16	H21	
タイリクバラタナゴ				●	要注意外来生物※
ハス			●	●	国内移入種(アユ種苗と一緒に移入)
スゴモロコ		●	●	●	国内移入種(アユ種苗と一緒に移入)
ブルーギル			●	●	特定外来生物※
ブラックバス			●	●	特定外来生物※

●:確認 ※外来生物法に基づく

マサゴハゼ



テンジクガレイ



スゴモロコ

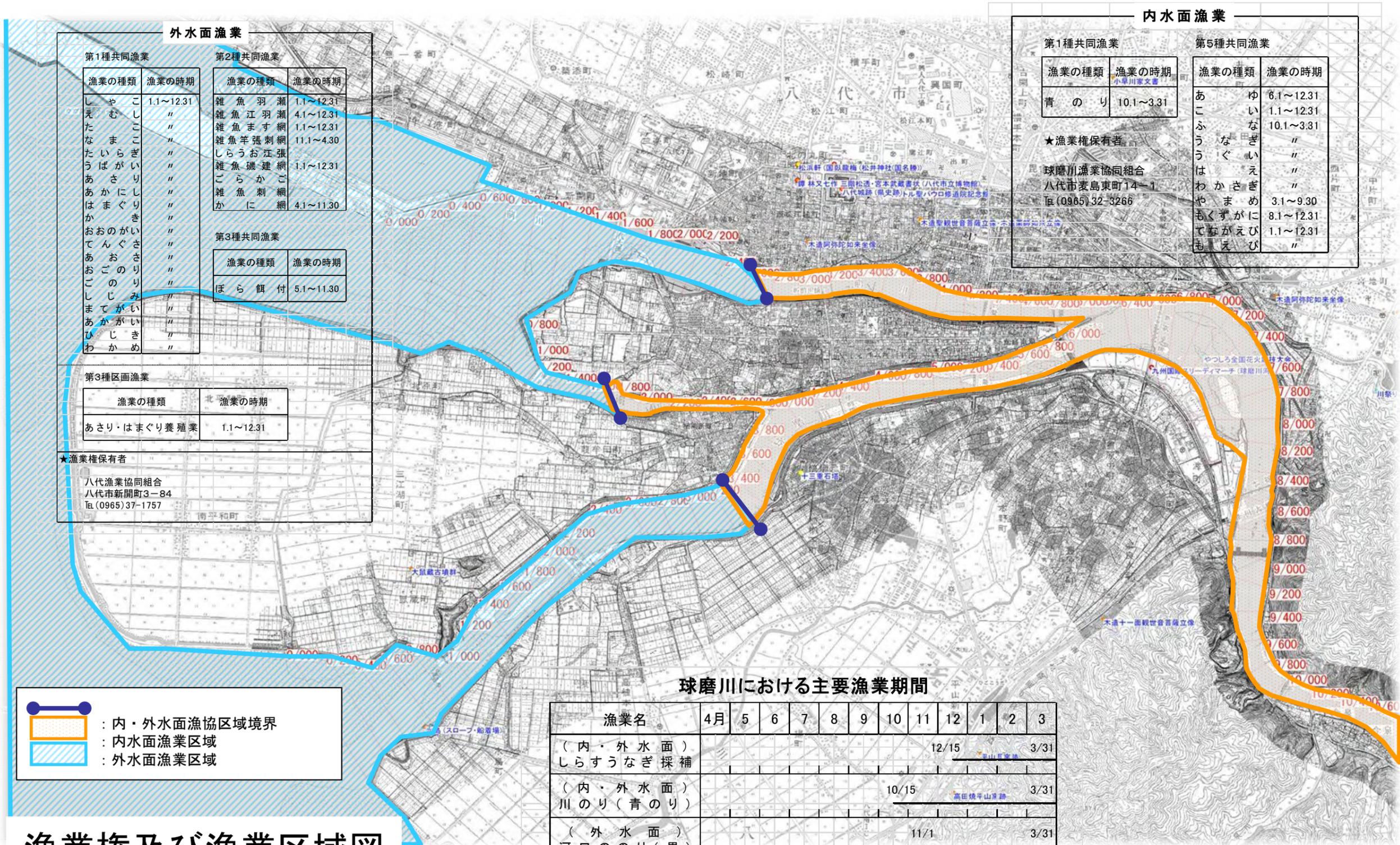


ブルーギル



# 10. 漁業の現状について(漁業権)

球磨川下流域には内水面漁業と外水面漁業が行われており、それぞれ漁業権が設定されています。



**外水面漁業**

第1種共同漁業		第2種共同漁業	
漁業の種類	漁業の時期	漁業の種類	漁業の時期
しゃこ	1.1~12.31	雑魚羽瀬	1.1~12.31
えむ	"	雑魚江羽瀬	4.1~12.31
たご	"	雑魚ます網	1.1~12.31
なまこ	"	雑魚竿張刺網	11.1~4.30
たいらぎ	"	しらうお江張	
うばがい	"	雑魚磯建網	1.1~12.31
あさり	"	ごらかご	
あかにし	"	雑魚刺網	
はまぐり	"	かに網	4.1~11.30
かまぐき	"		
おおのがい	"		
てんぐさ	"		
あおさ	"		
おごのり	"		
ごのり	"		
しじみ	"		
まてがい	"		
あかがい	"		
ひじき	"		
わかめ	"		

第3種共同漁業	
漁業の種類	漁業の時期
ぼら餌付	5.1~11.30

第3種区画漁業	
漁業の種類	漁業の時期
あさり・はまぐり養殖業	1.1~12.31

★漁業権保有者  
八代漁業協同組合  
八代市新開町3-84  
Tel (0965) 37-1757

**内水面漁業**

第1種共同漁業		第5種共同漁業	
漁業の種類	漁業の時期	漁業の種類	漁業の時期
青のり	10.1~3.31	あゆ	6.1~12.31
		こい	1.1~12.31
		ふなぎ	10.1~3.31
		うなぎ	"
		うぐい	"
		はかさぎ	"
		わかさぎ	3.1~9.30
		もくずがに	8.1~12.31
		てなえび	1.1~12.31
		もえび	"

★漁業権保有者  
球磨川漁業協同組合  
八代市麦島東町14-1  
Tel (0965) 32-3266

: 内・外水面漁協区域境界  
 : 内水面漁業区域  
 : 外水面漁業区域

球磨川における主要漁業期間

漁業名	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(内・外水面) しらすうなぎ採捕									12/15			3/31
(内・外水面) 川のり(青のり)							10/15					3/31
(外水面) 河口ののり(黒)								11/1				3/31
(内水面) 稚鮎の採捕(球磨川堰)		5/31										3/15
(内水面) 鮎の解禁			6/1					11月中旬				

## 漁業権及び漁業区域図

# 10. 漁業の現状について(漁業権)

## ■漁業権の種類について

漁業権とは一定の水域において排他的に一定の漁業を営む権利であり、

1. 共同漁業権 2. 区画漁業権 3. 定置漁業権 の3種類があります。

### 1. 共同漁業権

一定地区の漁民が一定の漁場を共同に利用して漁業を営む権利。以下の5種に分かれる(同法6条5項)。免許期間は10年。

#### ○第1種共同漁業

藻類、貝類、いせえび、うに、なまこ、餌むし、たこ等、農林水産大臣が指定する定着性の水産動植物が対象。

#### ○第2種共同漁業

網漁具を固定して来遊する浮魚をとる漁業。小型定置網、固定式刺網、敷網、ふくろ待網の各漁業がある。定置漁業権に該当するものは含まない。

#### ○第3種共同漁業

地引き網、地こぎ網、船曳網、飼付、突磯の各漁業。

#### ○第4種共同漁業

寄魚、烏付こぎ釣の各漁業。

#### ○第5種共同漁業

河川、湖沼等の内水面において営む漁業で第一種共同漁業に該当しないもの。あゆ漁業、こい漁業が代表的。内水面は海面と比較して資源が乏しいことから、遊漁規則に関する条項や増殖義務を課すなど、増殖および資源管理に対する指向は他の漁業権と性質を異にしている

汽水域には一般的に第1種  
及び第5種の共同漁業権が  
設定されている。

### 2. 区画漁業権

区画漁業(=養殖業)を営む権利のことを「区画漁業権」といい、のり・わかめ養殖、カキなどの垂下式貝類養殖、たいやハマチなどの小割式魚類養殖が営まれています。

### 3. 定置漁業権

大型の定置網を長期間、一定の場所に設置して行う漁業を営む権利を「定置漁業権」といいます。

### 4. 特別採捕許可漁業

シラスウナギの特別採捕許可漁業(採捕者個人に対する許可漁業)

- 特別採捕許可漁業とは河川に網を設置する等で、潮流を利用して遡上してくるシラスウナギを採捕する漁業である。
- 県知事が採捕者個人に対して許可を行う。採捕者は最低採捕量が決められており、採捕量(実績)は報告の義務がある。
- 採捕者個人に対する許可漁業とはいえ、漁場管理について漁業協同組合が行っており、また、漁業協同組合が漁場の調整・管理を行っていることや既得権の関係上、漁場が厳格に固定されている。
- よって、漁業組合員以外の一般個人が許可証を取得するとは非常に困難である。

# 10. 漁業の現状について（青のり漁）

## ■青のり漁

球磨川の淡水と塩水が混じる汽水域では、冬場になると青ノリが繁茂し、漁業者にとっては貴重な水産資源となっている。青ノリの繁茂するところは淡水と塩水との微妙に混じり合うところで、天然モノは毎年採取箇所が微妙に変化しているようだ。また最近では技術が発達し、安定的に養殖されている。天然モノと養殖モノは明らかにノリの太さが違い、養殖モノはきめ細かいようである。



養殖青のり箇所(この地点は完全に塩水が強い箇所)



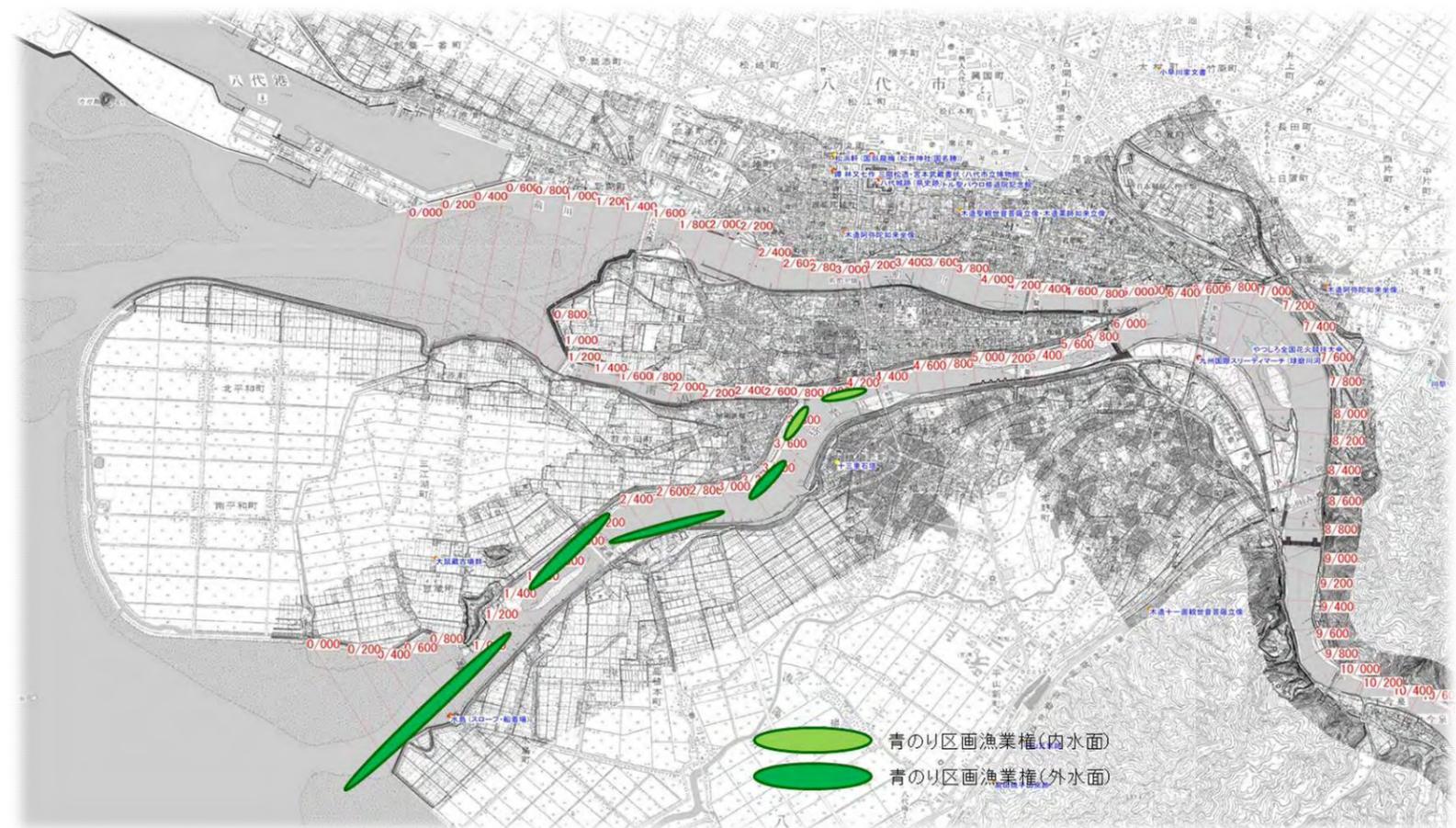
天日干し、乾いたら袋詰めして出荷。



青のりは球磨川の特産品です。



塩水の上に淡水が乗る微妙な水深にノリ網を設置している。(繁茂しているのが解る)



## 10. 漁業の現状について（しらすうなぎ漁）

球磨川下流域においては、晩秋から冬にかけて河口域にはうなぎの子供（しらすうなぎ）が遡上してくる。毎年、漁業者は特別採捕許可を取得し、採取している。

ウナギはマリアナ諸島沖、スルガ海山近深海で産卵孵化した仔魚はレプトケファルス（柳の葉状の稚魚）に成長し、さらに日本沿岸まで黒潮に乗って北上してから変態してシラスウナギとよばれる稚魚に成長し、河川など淡水に上って成魚になる。成魚になり何年か暮らして、また川を下り、はるか南方を目指す。

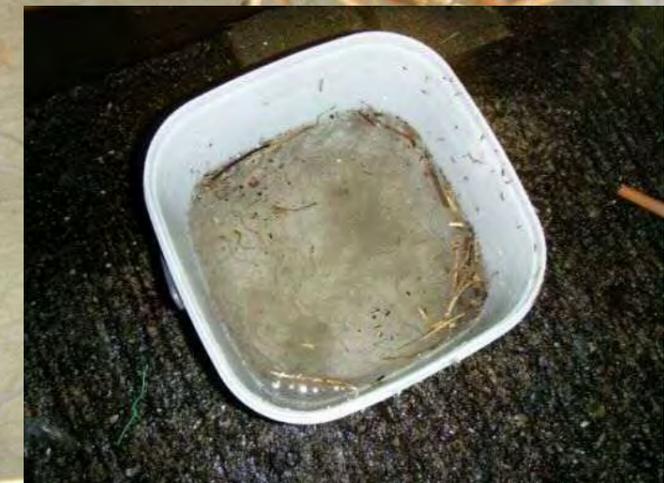
このシラスウナギをとり、人工的に養殖したものが現在市場に出回っているウナギのほとんど総である。この養殖技術が確立するまではウナギというのは非常に高価なものであった。



レプトケファルス

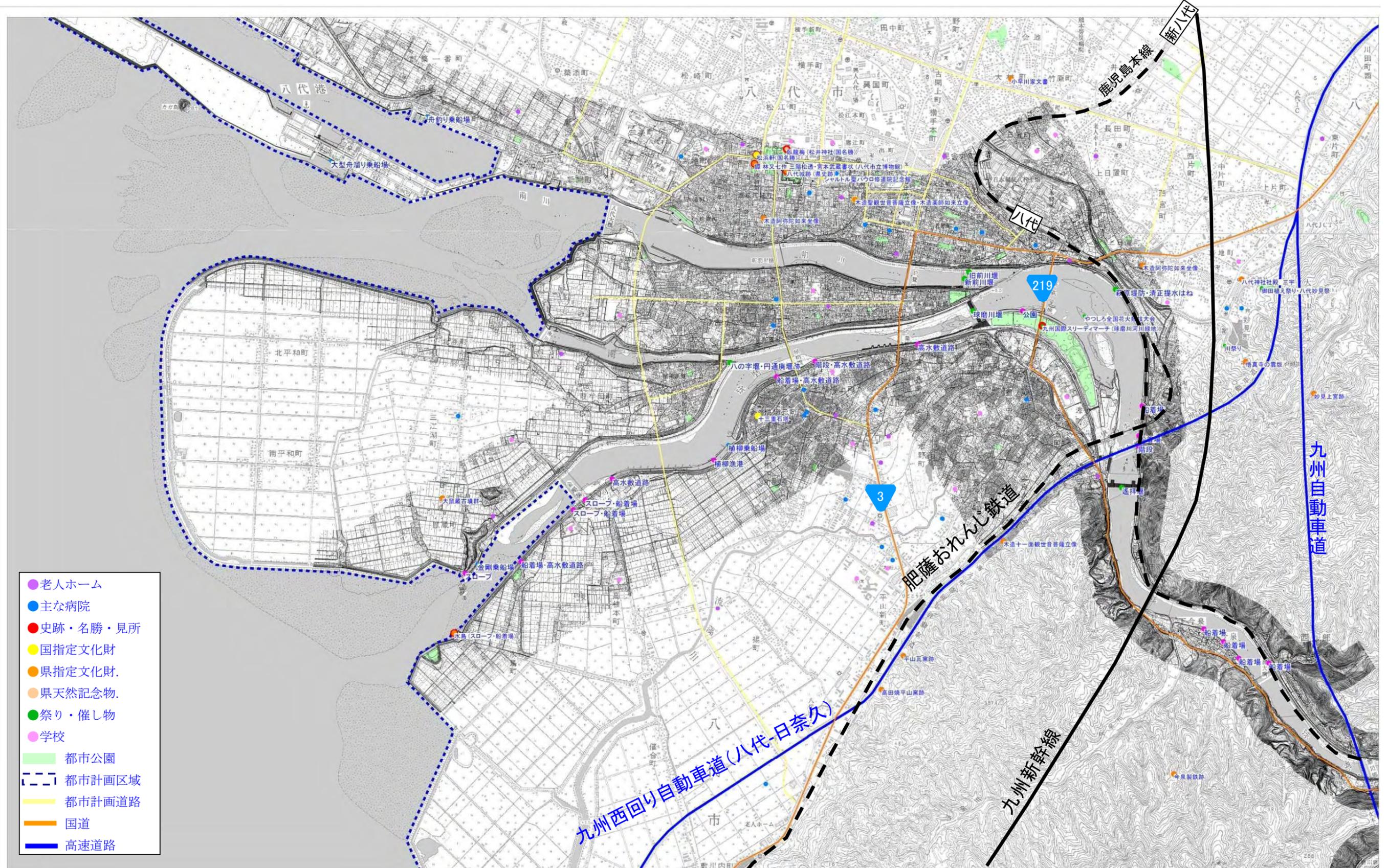


平成20年2月25日  
前川堰下流にて撮影



# 11. 河川利用の現状について 概況

球磨川下流域の広大な陸域・水域は地域住民に様々な恵みを与えており、朝夕の散策やジョギングが盛んであり、広大な高水敷に整備された河川公園ではスポーツやレクレーションなど多くのイベント等が開催されています。



# 11. 河川利用の現状について (河川空間利用)\_水島、鼠蔵緑山古墳群、水鳥



干潟での漁業 (あさり、はまぐり漁)



大鼠蔵山より球磨川上流を望む



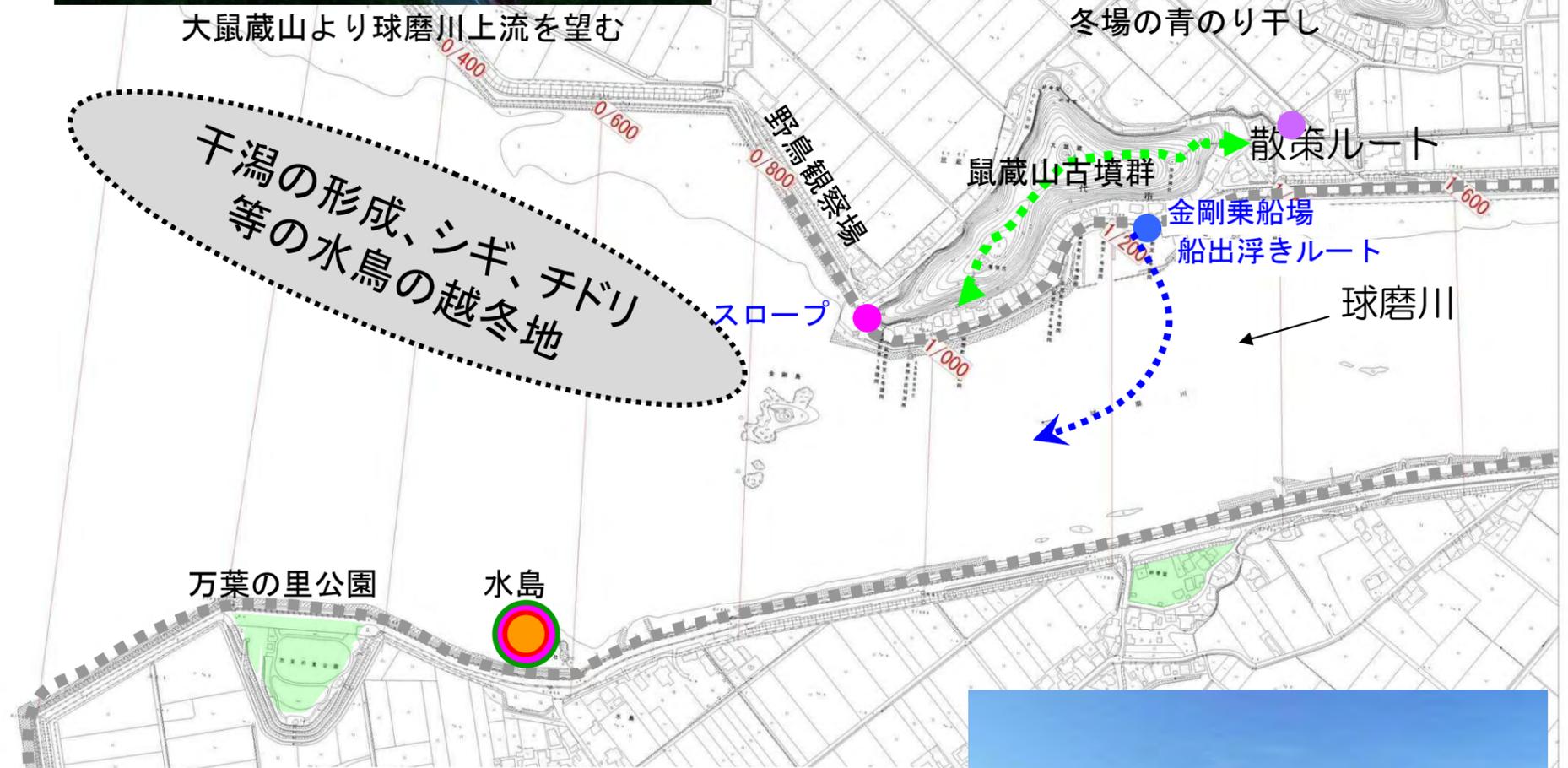
冬場の青のり干し



河口部は魚釣りが盛ん



万葉の里公園



- 河川眺望点
- 主な河川景観資源
- 主な河川利用施設
- 史跡・名勝・見所
- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 県天然記念物
- 祭り・催し物
- 乗船場

- 老人ホーム
- 主な病院
- 都市公園
- 学校

水島は、球磨川河口の堤防から50mほど離れた所にある小さな島である。日本書紀の景行天皇18年4月の条に、「天皇がこの島で食事をなさろうとした際、水が無かったので、小左(おひだり)という人物が天地の神々に祈ったところ冷水が湧き出したので、それを天皇に差し上げることができた。そのためこの島を水島と呼ぶ」という記述がある。

万葉集では長田王により「聞きし如まこと貴く奇しくも神さび居るかこれの水島(人の言うように、貴く不思議にも神々しく見えることよこの島は)」と歌われている。

※八代市公式ホームページより



国指定名勝：水島

# 11. 河川利用の現状について (河川空間利用)\_漁港



夕日を見ながら散策



弥次地区水制工群



干潮時の状況



金剛歩道橋 (通学路)



夏場の干潮時のアー釣り

# 11. 河川利用の現状について (河川空間利用)\_南川の漁港



散策



散策



八代第三中学校



干潮時の南川河口域



- 河川眺望点
- 主な河川景観資源
- 主な河川利用施設
- 史跡・名勝・見所
- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 県天然記念物
- 祭り・催し物
- 乗船場

- 老人ホーム
- 主な病院
- 都市公園
- 学校

平日は散策する人が堤防道路を利用している。  
 休日は漁師以外にも、プレジャーボートを利用する人が漁港を訪れている。

0 50 100 200 300 400